

沖縄県中央児童相談所の第三者評価

報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で沖縄県中央児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	12
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	16
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	17
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19

総評

(2024 年 12 月 5 日(木)～6 日(金) 実地調査実施分)

総評

大きく「子どもの意見表明の保障や説明責任への取組」「限られた資源の中での努力」「組織体制・物的環境・人員配置の不足」「社会的養護資源の不足」という 4 つの軸に分けて説明しています。

まず評価できる点としては、子どもとのコミュニケーションを重視している姿勢が挙げられます。例えば、一時保護時に「一時保護所のしおり」や写真などを用いて説明することで、子どもが状況を理解しやすいよう配慮されています。また、子どもの意見表明権を保障するために独立アドボケートを導入しており、子どもの意見を聴く機会が増えている点も評価できます。さらに、措置に際して子どもへの説明が丁寧に行われている事例も見られ、一時保護解除後の家庭復帰時に保護者への指導内容を子どもにも確認する手続きが整っていることも良いことです。

また、職員間のチームワークがよく、新人職員も先輩から適切な助言を受けられる環境が整っています。業務量が多い中でも有給休暇の取得が一定程度できており、チームワークとあいまって、職員のバーンアウト抑止につながっています。情報管理や保管が適切に行われている点も良好です。また、年二回の援助方針の見直しや、施設の事前見学などのアドミッションケアの実践、特別養子縁組のマッチングにおいて県外機関との連携を図るなど、子どもの最善の利益を考慮した取り組みが進められています。18 歳を超えた子どもに対する自立援助ホームの活用も進展しており、不必要な保護者との対立を避け、建設的な面接を行う姿勢も評価されます。

一方で、改善が必要な点も多く存在します。まず、職員聞き取り時には、一時保護された段階では権利ノートが渡されず、里親委託や施設入所後の子どもにしか配布されていないとのことですが、それが事実だとすると、これは望ましくありません。また、里親委託された子どもの約 4 割が権利ノートを持っていないと回答しており、安全・安心や子どもの権利についての説明が不十分ではないかと考えられます。

さらに、保護者に対する措置理由の説明や心理診断、行動診断等の各種診断結果のフィードバック等が十分にされていないように思われるケースが見受けられました。援助方針会議資料においては子どもの意見がかなり短く要約されており、決定理由が「子どもが希望しているから」と一面的に説明されることは望ましくないと考えます。また、子どもの自立支援計画を本人と確認していないケースも多く、一人ひとりの子どもに十分な時間を割けない構造的な問題が存在しているように見えました。

そして物理的・人的リソースの不足は、沖縄県中央児童相談所（以下、「中央児相」とする）の最も根本的かつ深刻な課題です。児相の建物は 20 年前の業務量および人員を基に設計され、現在ではキャパシティを超え、物理的な就業環境という点においても職員を増やすことが難しくなっています。会議室や相談室の不足、また暑さ対策で天窓を閉じた結果、窓がなくなった執務スペースの利用については、職員の働きやすさの観点から改善をご検討ください。人員不足・スペース不足により援助方針会議に参加できる職員数にも制約があり、会議を OJT の場として活用することができていません。また、マニュアルの更新が 10 年以上行われておらず、新人研修も限定的です。システム面でも非効率が多いように見受けられ、更に業務を圧迫していると思われました。

社会的養護の選択肢不足も大きな課題です。離島が多く移動手段が限定されるエリア特性や、高い貧困率（ケースの複雑性の高さや入所率の高さに相関する傾向があります）により、最適な里親委託や施設入所先が見つからず、一時保護の長期化やリスクの軽減が図られない状況での在宅指導が継続するケースがあります。登録されている専門里親が現時点では少ない（委託数は現時点では 1 件にとどまっている）こと、また既存の里親への研修・

支援も不十分なこと、これらが里親不調につながっているのではないかと考えます。里親支援センターの開設が予定されていますが、密な連携や資源拡大の長期計画が必要です。また、保護者の同意が得られない場合でも、子どもの最善の利益に合う特別養子縁組の特別養子適格の確認の申立てを積極的に検討していただきたいと思います。

総じて、子どもの意見表明権の徹底、人的・物的リソースの増強、社会的養護の選択肢拡大が求められます。これらを実現するためには、県・市町村レベルでの連携強化や研修の充実、民間資源との協力など、長期的なビジョンに基づく抜本的な改善が不可欠です。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	- 保護者との関係維持にも配慮しつつ、常に子どもの権利擁護を第一に考えて実務にあたっていただきたいと思います。また、保護者指導になるケースにおいては、児童福祉司指導および市町村見守りとなるケースにおける関係機関の役割や具体的な支援内容を明確にし、関係機関にも共有されると良いと思われます。 - 子どもの意見表明権についての理解を高め、実務への活用に期待します。（単に子どもの意見を聞くのではなく、アドボケイトなどの力も借りながら意見を聞き取り、その上で子どもの最善の利益を考え処遇を決めること） - 日々の業務の中でなにか工夫できることがないか考えつつ、業務改善を現場レベルでも是非行ってください。 - 自らのメンタルヘルスを保つためにも、自分の時間を大切にし、必要な休息を取りながら業務にあたっていただきたいと思います。また、同僚との助け合いや声の掛け合いなどを意識し続けることが望まれます。 - 先端技術やスキルの習得のための研修、講習会などにも参加していただきたいと思います。
児童相談所	- 一人一人の担当ケースが多い状況において、適切な対応を実現するための工夫を期待します。具体的には、例えば(1)マニュアルを拡充・整備し、より効率的に業務にあたれるようにすること、(2)市町村との役割分担を明確にし、軽微なケースなど、市町村で対応が可能なケースについては市町村主体となって支援にあたること、(3)業務の省力化に向けた IT 領域での取り組みを行うこと、など。 - 必要なスキルの定義、そのスキルを習得するための研修計画、OJT の内容などをふくめた、職員の育成システムを作成していただきたいと考えます。特に新人職員のための研修の充実を願います。 - 分室への児童心理司の配置など、分室への本所からの支援を拡充していただきたいと思います。 - 保護者や施設・里親らとの意見に相違がある場合などには児童福祉審議会を積極的にご活用ください。

設置自治体	- 広域で 80 万人を管轄している状況に鑑み、充実した一時保護施設機能がある第二児童相談所の設立検討委員会を設置することや、第二児童相談所設置前においても、職員の増配が可能になるスペースを確保し、職場環境を改善することが望まれます。 - 人員体制の見直しについて、まず、所長だけでなく班長らも管理職とし、業務の適切な分散や職員の育成などにかかわることでより円滑な組織マネジメントにつながると考えられます。中央児相が広域・離島もカバーしている現状を踏まえ、国の最低基準を上回る水準で、新人のみならず管理職も含めた人員の充実を願います。また夜勤を認めるなど、夜間休日対応についての就労状況改善や、会計年度任用職員の待遇について見直し等検討していただきたいと思います。 - Web 会議システムの整備、電話対応の文字起こし AI の導入など DX 化を推進していただき、またシステムの一元化の検討についても望まれます。 - 児童福祉審議会をご活用ください。県レベルで何らかの検討が必要な場合には特別委員会等を設置するのではなく、社会福祉審議会を活用されることを期待します。 - フォスタリング機関の開設、里親に対する研修の充実などを行い、里親への支援をより充実させ、里親が子どもの安定した養育場所となれるような支援を実施していただきたいと思います。 - 基礎自治体および施設等の職員に対する研修を実施すること、およびこれら職員と児相職員の交流の場を増やすこと（たとえば、自治体職員による児相会議への参加など）を通じて、これら職員の児相業務に対する理解を高める工夫を期待します。
国	- 子どもにとって最善の生活場所が選択できる状態を実現するため、措置先となる施設・里親を拡充するための予算設定を願います。 - 広域をカバーする児童相談所（特に沖縄県や北海道など）に対する人員加配の検討を望みます。 - 全国の職員向けの研修を拡充していただきたいと思います。 - 知見が積み上がっていない児童相談所が参考にすることができる業務マニュアルを作成し、それを誰でもアクセスできる状態にされると良いと思います。 - 児童相談所における DX についての方針策定、予算設定、支援の提供を願います。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
良い点 一時保護時には「一時保護所のしおり」や一時保護施設内を撮影した写真等を子どもに示しながら説明していることもあり、子どもに対する姿勢そのものは評価できます。また、子どもの意見表明権の保障の一環として独立アドボケイトが導入されているなど、子どもの意見を聴くチャンネルを増やす取組みも良い点です。 子どもに対するアンケート結果によれば、施設入所や里親委託の際の子どもに対する説明は子どもが理解できるようになされていることがうかがえます。また、一時保護解除後、家庭復帰となるケースでは保護者に対する指導内容を子どもに確認する手続も踏まれている点は評価できます。 改善が必要な点 一時保護された段階では権利ノートは渡されず、里親委託や施設入所措置となった子どもにしか配布されていないとのことでした。権利ノートの種類も1種類となっています。また、子どもに対するアンケート結果では、特に里親委託された子どもの4割超が権利ノートを「持っていない」と回答しています。「一時保護所のしおり」においては一時保護施設内でのルールの特記が主要な内容となっています。不適切な養育環境から保護され一時保護施設での生活を余儀なくされた子どもが最初に読む文書として、安全・安心さらには子どもの権利について伝える内容に改訂することが望まれます。（項目2） 独立アドボケイトの対象が一時保護児童と施設入所児童のみとなっており、里親委託された子どもはアドボケイトが利用できない状況となっています。社会的養護のすべての子どもが利用できるような制度の拡大を期待します。 家庭復帰の時期や保護者との面会の可否などに関する子どもの意見へのフィードバックが丁寧になされていないと見受けられるケースも見られました。また、保護者への指導が終結する際にも、終結に関してそもそも子どもの意見を聴き取っていないケースもありました。この点は職員1人が抱えるケース数が膨大で、ひとつひとつのケース、一人ひとりの子どもに向き合う時間が作りづらいことも大きく影響しているものと考えられますが、子どもの意見表明権の保障のためにも徹底されることが望まれます。（項目1） 援助方針会議資料での子どもの意見は1～数行程度に要約されており、職員間で正確に共有されているか懸念されます。また、支援方針や保護者との交流可否などについて、子どもの意向を大切にするという姿勢は見受けられるものの、支援方針決定の理由が「子どもが希望しているから」という説明だけになっていることが見られました。子どもの意見の尊重は重要ですが、最終的な判断は「子ども最善の利益」を第一義的に考慮して児童相談所長が行う、子どもの意見表明権の保障は子どもに自己責任を負わせるものではないということを保護者や子ども、さらには関係機関にも誤解のないように説明する必要があると思われます。（項目4）

施設入所・里親委託措置中の自立支援計画について、子ども本人は見たことがないというケースも少なくありませんでした。一時保護や施設入所等の措置の際だけでなく、子どもに関連することを決める際には、丁寧な説明と子どもの意見を聴取することが重要です。（項目 3）

今後の取組みに対する提案

- 一時保護児童向け・施設入所児童向け・里親委託児童向けなどの、子どもの状況や子どもの年齢や発達状況に応じた内容の権利ノートを複数種類用意してはいかがでしょうか。また、措置時に配布するだけでなく、定期的に権利ノートを用いながら、子どもにはどんな権利があるかを一緒に確認していく時間をもつなどの工夫も望まれます。
- 一時保護所のしおりも、子どもに安心安全を提供するという観点から改定されることを願います。
- 里親措置児童に対してもアドボカシーを提供することについて、今後の取組みとして検討されることを期待します。
- 援助方針や自立支援計画の策定において、子どもの意見を丁寧に聞き取りつつ、子どもの最善の利益の観点から意思決定をしていただきたいと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	B
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	B
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
良い点 職員の間でそれぞれに助け合おうという気風があり、新人職員からは、きちんと先輩職員からの適切な助言が受けられるという声が聞かれました。業務量が極めて多い中でも、職員はある程度有給休暇を取得することができていました。また、システム上に不都合があったり、書庫のキャパシティが上限に達しつつあるものの、情報管理や保管は適切に行われています。 改善が必要な点 全体として子どもの権利擁護という役割を果たすための体制が十分に確保されているとはいえず、このままでは子どもにとっての重大事故が起きる確率が高い状況にあります。 児童相談所の建物に拡張性がなく、20 年前の業務量を念頭において建設がされているため、すでにキャパシティの限界を過ぎています。会議室として使われる予定であった広い部屋が執務室になり、ある相談室が倉庫となり、倉庫として用いられていたスペースを窓のない執務場所にするなどの努力をしてもなお、児相業務遂行に必要な人員が入れない建物となっています。会議室や相談室の不足、暑さ対策で天窓を閉じた結果窓がなくなった執務スペースの利用については、職員の働きやすさの観点から改善をご検討ください。（項目 7） 人員についても大幅に不足しているという声が聞かれました。国が掲げる最低基準は離島などが存在する沖縄を想定しているものではなく、中央児相が管轄するエリアの移動時間、および貧困率の高さ（複雑多岐な課題を抱えているケースが相対的に増え、対応時間もかかる傾向にあります）などに鑑みると、より多くの人員を配置する必要があります。しかし、上述のとおり新規に職員を採用する建物キャパシティが存在しておらず、短期的に改善することは極めて困難であるようです。（項目 5.6） また業務効率を改善するための仕組みが明確には存在しておらず、マニュアル整備・改善なども 10 年以上前から行っていないようです。新人職員は上司に聞く以外に依拠するものがない状態であり、対応が特定の職員に集中し組織力の低下につながることが懸念されます。また、システム上の問題で全職員が PC を二台持ち、かつ PC 間のファイル共有も難しくなっているため、元より多い業務量をさらに増やすことになっています（情報漏えいリスク低減の必要性は理解しますが、仮想化技術を用いるなどすれば、一台の PC でリスク低減は可能と思われます）。また、分室で担当している子どもについて援助方針会議を行うときなどは、中央児相と Web 会議で接続することになっていますが、その設備環境なども十分ではないため、分室とのコミュニケーションが取りにくいという問題が生じています。（項目 8） 外部研修を受けるための費用も十分に予算化されておらず、職員の専門性を高めるための施策が万全とはいえません。加えて児相内での職員研修なども効果的に組まれているとはいえない状況にあると思われます。新人研修も足りておらず、着任初期においてはかなりのやりづらさを感じておられるようです。（項目 9）

今後の取組みに関する提案

- 第二児童相談所の設置について、提案します。
- 大幅な人員の増員が必要であると考えます。前述のスペースの課題があり、建物新設にまだ長い時間がかかる場合には、市区町村の建物内に分室を追加で設けることなども検討されてはいかがでしょうか。
- 県のシステムと児童相談所のシステムが組み合わさるリスクを排除しつつ、PC を一つにすることは可能と思われるため（専門的になりますが、仮想化技術やゼロトラストの導入など）、専門家等と協議し、その方法について検討されることを願います。
- マニュアルの文書化、所内研修の実施、デバイスの拡充など（例えば離島の職員らとビデオ会議するためのマイク設備）、例えば毎四半期一つずつ何かしらの改善を行うなどといった取組みも一案として提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	C
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	C
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
良い点 限りある資源の中で、時間をかけて検討していることは評価できます。会議では様々な意見が多く、多くの職員から出されているなど、コミュニケーションが密であり、チームとして機能していることがうかがえます。また、分室から一時保護をしたケースにおいて、その子どもと分室の児童福祉司がオンラインで面談を行えるようにする、保護施設のある中央児童相談所に分室の担当者を補佐する「サブワーカー」を配置する、などの工夫をされています。 改善が必要な点 他の章でも指摘されているところですが、業務量に比べて少ない職員数、さらに離島が多いこと等による移動時間の多さを踏まえた人員配置になっていないため、援助方針会議等などが最小限の人数で行われている結果、他の事例を見て新人職員が学ぶということが難しいようです。さらにその状況になったとしても、会議スペースだけでなく簡単な打ち合わせを行う場所もないため、組織全体のコミュニケーションを行う場所も不足しています。ソフト、ハードの両面からの抜本的改善が求められます。（項目 12.13.14.21.22） 改正児童福祉法による施策を具現化するにあたり、市町村との役割分担や改正法の趣旨の理解、そしてそれに基づく子どもや保護者への対応の質向上が必須であり、市町村と連携し多くのトレーニングをする必要があります。そのために、まずは中央児相職員も研修や講習会等でトレーニングを受ける必要があると思われますが、本土から離れていることを考慮しても職員の研修参加回数や期間がかなり不足しているように感じられます。そのため、アセスメントの正確さと事実確認が最新の知見に基づくものではない様子もうかがわれました。具体的には、子どもに児童心理司の担当がつかず心理所見が不十分なまま支援を行っているケースや、長期的な支援方針が十分に定まらないまま一時保護と解除を繰り返すことになってしまっているケースなどが見受けられました。職員のトレーニングの予算を拡充させるだけでなく、職員が本土での研修に参加してもらうように業務が回るような「冗長性」のある組織体制の構築が必須であると思われます。（項目 17.18.23.24.26） 他の章でも触れていますが、社会的養護のリソースや使える社会資源などが乏しく、最善のケア先やケア手法が分かってもそれを選択できない厳しさがあります。県として資源拡大のための長期的な計画の策定が必要だと考えられます。（項目 22） 現在の一時保護施設の建物構造においては、十分な行動観察・短期入所指導をすることの難易度が高いのではないかと思います。より良いアセスメントのための一時保護施設利用が難しい状態にあるようにお見受けしました。（項目 15.16.17.18） 今後の取組みに関する提案 次回の第三者評価まで： - 沖縄県の特性を踏まえ、国の最低基準以上の人員増員計画を策定することが望まれます。 - 50万人の管轄を超えている児童相談所（一時保護施設を含む）の今後のシステムの在り方について、検討を願います。

早期に取り組むもの

- 職員の定員増加について、引き続き強く人事要求していただきたいと思います。（毎年の人事要求人数と新年度の増加人数を次回評価時に把握できるようにしていただけると良いかと思います。）
- 職員研修/学会参加のための予算増加が必要であると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	C
No.18	アセスメントが適切に行われているか	C
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	B
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	B
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

良い点

18 歳を超えたこどもに対しても自立援助ホームの活用などを進め、生活の安定を図る取り組みを進めている点は評価できます。今後も子どもたちに寄り添う姿勢を続けていただければと思います。また、援助方針についても、その後の子どもの生活状況や環境の変化等を配慮し、半年に一度全件見直しをしている点も大いに評価できます。また子どもの措置に際して、移動に時間がかかりがちな地理的事情があるにもかかわらず、事前見学や事前交流などのアドミッションケアを実践している点は、子どもの不安軽減につながり、評価できる取り組みです。

改善が必要な点

これは児相レベルではなく、県レベルの話になりますが、全体として、社会的養護の資源が不足している状態がうかがえます。また、多くの離島を抱えるなかでの対応には苦労も多いと推察します。

管内に社会資源が少なく、最適な社会的養育の選択肢を提供しづらい現状があります。社会的養育の空きがないため一時保護の長期化や、リスクの軽減が図られない状況での在宅指導の継続などにつながるケースもあるようです。特に専門里親が少ないという状況は望ましくありません。里親支援センターが開設されると伺っていますので、センターを通じた里親の開拓・育成・支援が期待されます。現在は里親に対しては、新規登録後や更新の際の研修など、法定の研修は実施されているものの、それ以外の研修などは沖縄県において実施されていない状況でした。里親の高齢化なども進んでいる中では里親の啓発や登録数の増加も重要ですが、専門里親が少ない現状等に鑑みると、既に登録されている里親の専門性向上のための継続的な支援等も必要ではないかと考えます。（項目 33）

措置時には子どもの意向の確認をしっかりと行い、施設・里親との情報共有を図っていただきたいと思います。特に里親に対しては、児童相談所が計画を丁寧に提示する必要があります。子どもの自立支援計画においては、本人はもとより、家族や現在の監護者（養育者）が計画を理解して取り組むことが必要です。本人、社会的養護関係者、児童相談所での考えの不一致は避けなければなりませんし、それが生じた場合には児童福祉審議会を活用しつつ、相手と丁寧に協議を行う必要があります。（項目 30.31.34.37）

社会的養育から家庭への復帰に際しては、退所後のフォローも併せて検討し、生活が安定するまで相談援助の姿勢を継続すべきですが、継続指導・措置による児童福祉司指導等が行われず、再び虐待が発生し、保護されるというケースもあるようです。家庭復帰で終わりではなく、その後も子どもの支援を継続できる体制構築が必要であると思われます。（項目 36.38.39.40.41）

今後の取組みに関する提案

- 社会的養育の受け入れ資源の充実、特に里親および専門里親の登録、養成、支援が期待されます。
- 里親や施設との連携を定期的に行い、意思疎通に齟齬がないようにしていただきたいと思います。
- 措置時や自立支援計画の策定時に、その内容を関係者全員で共有することを望みます。
- 措置解除後の支援を、必要に応じて丁寧にやっていただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	B
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	B
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	B
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	B
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	B
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
良い点	特別養子縁組のマッチングにおいては、生まれる子どもに望ましい生活場所を提供するために諦めない姿勢が感じられました。県内で候補となる養親がいない場合には県外のあっせん機関と連携して特別養子縁組につなげるなど、粘り強いケースワークが行われていました。
改善が必要な点	保護者の同意がないケースでは養育里親への３号措置を継続し続ける傾向が見られました。保護者の同意がない場合であっても、特別養子縁組が子どもの最善の利益に適う場合には、子どものパーマネンシー保障の観点からも児童相談所長による特別養子適格の申立てを行う等の対応を検討することも必要だと考えます（項目 45）。 また、県内にフォスティング機関はあるものの十分な連携ができていない点も見受けられました。現在、里親支援センター開設の準備を行っているとのことですので、開設後は同センターとの密な連携のもと、これらの点が改善されることを期待します（項目 44）
今後の取り組みに関する提案	- 保護者の同意が得られないケースにおける対応についてマニュアル化し、実行していただきたいと思います。 - 里親支援センターの開設に関しては、他の自治体の知見などを集め、最善のものとするために必要な取り組みを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
良い点 保護者の意向を確認するとともに十分な話し合いを持ち、適切な距離感を維持することによって、保護者が過剰反応をせず、結果として面接等が建設的に行われるケースが多い印象を受けました。 改善が必要な点 児童心理司の数が足りていません。一時保護ケースでも児童心理司がつかないケースもあり、保護者に対するフィードバックが行われない事例も見受けられました。また、フィードバックの際にも、心理所見、さらには家庭復帰後の具体的な指導内容が口頭での説明のみで行われることも少なくないとのこと。心理診断・行動診断等のフィードバックや継続指導等の内容は、家庭復帰後に保護者が子どもを養育する際のヒントや遵守すべき事項になりますので、目に見える形で保護者に伝えることが重要と考えます。（項目 47） 保護者の意向は支援方針を決めるための考慮要素ではありますが、児童相談所としては「子どもの最善の利益」を第一義的に考慮して方針を決める、という原理に基づく対応が求められます。その場合においても、保護者に対してきちんとした説明をすることが求められます。（項目 48） 保護者が児童相談所による支援及び指導に拒否的な場合には、市町村等に見守りを依頼して、児童相談所としてケースそのものを終結してしまう事例が見られました。その後、見守りが奏功せずに、再び同じ主訴で児童相談所に通告が繰り返されているケースもありました。また、児童相談所全体として措置としての児童福祉司指導等の件数が少ない状況です。児童福祉法 28 条 1 項に基づく審判を経た施設入所等の措置ケース等をはじめ、児童福祉司指導措置の積極的な活用が望まれます。 また、家庭復帰後の保護者指導が奏功しないケースも見られました。施設退所後は、児童相談所だけでなく、施設、さらには市町村や学校などの要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の構成機関も巻き込んだ見守りその他支援が必要になります。施設入所や里親委託措置中であつたとしても、家庭復帰が見込まれるケースでは関係機関との情報共有を行った上で、それぞれの役割分担を明確にしておく必要性が高いと思われます。こういったことを行うためにも、職員一人あたりのケース負荷を下げる人員体制が必要となります。（項目 49.50） 今後の取組みに関する提案 - 親子関係再構築支援員を配置するなどして、ケース担当者の負担を軽減させる改善を願います。 - 保護者への心理所見の具体的なフィードバックの提供を望みます。 - 28 条申立てのケースをはじめ、支援が困難な事案では児童福祉司指導を積極的に活用していただきたいと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	B
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
良い点 交流人事等で警察との連携が取れていたり、医療機関ともケースを通して連携が取れているようです。また、ケース進行の協働に向けた要対協も相当数開催され、児童相談所として出席し、役割をもってそれらに対応している点は評価できます。 改善が必要な点 児童相談所が難しいケースの対応に集中するためには、市町村による支援能力の向上が重要ですが、現時点では、市町村で対応が可能と思われるケースについても、児童相談所に必要以上に依存している場合も少なくないようです。現状の新任相談員研修等の充実とともに、自治体の要保護児童対策調整機関研修にも職員が参加するようにし、自治体との連携強化に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。また、自治体職員の児童福祉に対する理解と意欲を高めるためにも、相互交流の場の設定など、県としての検討を期待します。（項目 52.54.56） 管内自治体からの相談には迅速に対応していると評価されていますが、助言が口頭のみであったり、実践につながらないものもあるとの意見もあります。自治体の成熟度に応じた支援内容への配慮が必要です。（項目 53） 要対協は、地域における支援を要する子どもへの適切な保護や対応等を進めるために必要な情報の交換を行うとともに、対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものですが、現状では「児童相談所に対する要望が一方的に集中してしまうという状況が多くみられる」という意見も聞かれました。本庁も含めて現状のイメージを刷新することに取り組み、効果的な活用を期待します。（項目 55） 児童福祉審議会は児童福祉法に規定されている機関で、児童相談所における援助方針の客観性の確保と専門性の向上を図るためのものです。子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき（28 条審判の申立て含む）だけでなく、ひろく、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があるケースにおいて、積極的に活用することが望まれます。また児童相談所が意見具申すべきケースだけでなく、沖縄県として対応すべき事案についても児童福祉審議会を活用することが期待されます。（項目 57） 今後の取組みに関する提案 － 市町村職員に向けた研修の提供や、所内会議への参加についてご検討いただければと思います。 － 要対協の役割認識の再確認と運用について、本庁主導で行っていただきたいと思います。 児童福祉審議会を是非ご活用ください。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C